

重症児は県の措置権により重症児施設に入所する。施設は、児童福祉法上、よほどの理由（施設で感染症等が流行している等）でない限り、入所を拒むことはできない。それ程措置権とは、強制力を持つ。措置された重症児については、施設はその人権（医療権も含むと私は考えるが）等を保障しなくてはならない。

一方、最近病院は本人（または、家族等）に対し、インホ - ムド・コンセントを行い、医療行為に同意をもらわなくてはならない。最近の世の流行りの医療事故に対する訴訟問題に対応する一方策としてもインホ - ムド・コンセントは、更に重視されて行くものと思われる。

国療は、法的には医療法に縛られる。故に、重症児の医療行為についても、インホ - ムド・コンセントを行わなくてはならないというのが最近と流れと思うし、それはそれなりに重要なことと思う。

措置は、県と施設の契約、インホ - ムド・コンセントは、施設と重症児の場合は家族の関係で成り立つ。

では、万一インホ - ムド・コンセントで家族がこれ以上の医療を重症児に望まないと言われたら、施設はどうすればいいのか、というのが私のお尋ねすることです。

施設がインホ - ムド・コンセントを行っても家族がその医療行為を拒否しても重症児の人権を守る意味で治療等を行って、また、緊急の手術が必要になった時、生憎家族への連絡がとれずインホ - ムド・コンセントが行えないままに手術して、万一家族の望まない、また、望まなかった結果になった場合（例えば、万一死亡に至ったような場合等）、家族は医療事故として訴えることもあり得る。

宮城県の三つの児童相談所にこの問題提起を行ったが、明快な答えはもらえなかった。

つまり、児童福祉法上、医療について措置との関係を明快に解釈できる条項がないようである。措置権というかなり強制力をもつ法的権力であっても、措置児に関する医療事故には、「それは、施設と家族の個人的関係の問題」ということになるようである。

つまり、措置とインホ - ムド・コンセントの法的摺り合わせは、どこでどう可能かをアドバイスいただきたい。あの条項なら措置と医療の接点の解釈につながるよ、というものをご存じであれば、教えていただきたい。

思うに、重症児施設においても超重症児が多くなり、また、高齢な重症児も多くなり、医療行為を濃厚に必要とするケースが増えてきたが、こうした医療に関する現象は従来の児童福祉法では想像だにできなかったことであり、法的な不備が明らかになってきたのでないか、と私なりの勝手な解釈をせざるをえない。

重症児問題の新たな側面の問題と考えるが、いかがなものであろうか。